

令和5年12月13日 空家等対策の推進に関する特別措置法が改正！

今までの特定空家に加えて**管理不全空家**も市区町村からの
指導・勧告の対象となりました。**あなたの持ち家は大丈夫ですか？**

空き
家

発生
抑制

利活
用

解体
除去

相談
無料

住まいの なんでも 相談会

毎月第四土曜日13：00から
すまいるハウス鵜沼で
定期的を開催しています！

専門家によるワンストップでの対応が可能。詳細は裏面参照
空き家に関するご相談であれば、お気軽にお問い合わせ下さい。

主催 (一社)全国空き家アドバイザー協議会 神奈川県藤沢支部
後援 (一社)全国古民家再生協会、(一社)住教育推進機構



一般社団法人
全国空き家アドバイザー協議会

国土交通省の協力団体としてそれぞれの支部が全国の自治体
と協定を結び空き家の課題解決に取り組んでいる団体です。

<https://akiya-adviser.org/>

神奈川県藤沢支部

〒251-0037

神奈川県藤沢市鵜沼海岸3-14-5

akiyaad_f@shonanstyle.com

事務局 050-1808-2401 AI受付電話※

※お名前と連絡先をガイダンスに従いお話し下さい。
折り返し担当者からご連絡致します。



空き家対策特別措置法が改正されました！

- ①管理不全空き家 → 特定空き家の前段階の対策強化
*指定されると税優遇除外、**負担額はおよそ4倍～6倍に！！**
- ②相続登記が義務化されます。
一定期間に**登記がなされない**と**10万円以下の過料！！**
*令和6年4月1日より施行です。

広報ふじさわ
令和6年2月25日号
でも特集記事
(P6～P7)

住まいのなんでも相談会とは

空き家予備軍のよくあるお悩みは・・・

- 子供達は離れて持ち家暮らし、実家に帰ってくる事はない、、、この家どうしよう？
- 片付けができない、、、どこに相談すれば良いのか？
- 1人暮らしこのまま住み続けるのは無理、、、何から始めれば？

空き家を相続することになった方のよくあるお悩みは・・・

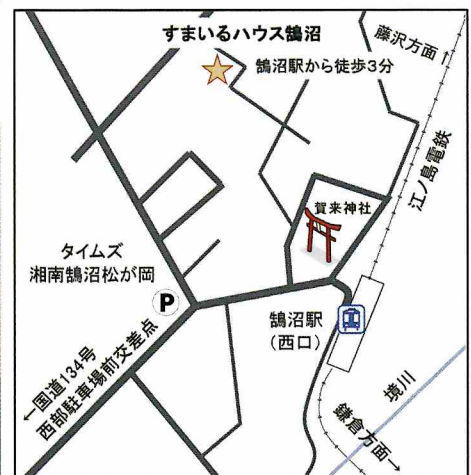
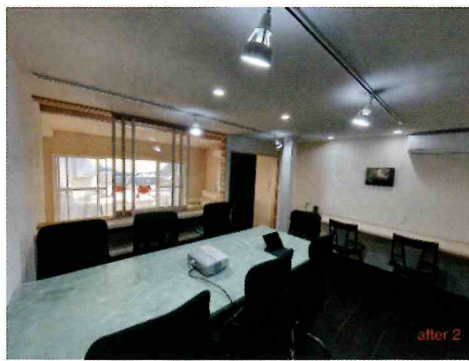
- 相続登記の義務化が始まるが、どうしたらいいかわからない、、、
- 相続したが、貸したいけど貸せない、、、
- 遠方の実家を相続したが自分は住まない、、、どうしたら良いか？
- 当面しっかり管理したいけどどこに頼めば、、、？

上記のご相談内容はあくまで一例です。空き家に関すること、お気軽に**なんでも**ご相談下さい。

相談会開催：令和6年2月～12月、第四土曜日13:00～15:15、**6組限定で受付**、1組45分。

相談会会場：すまいるハウス鶴沼 神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷3-11-5

会場は、**空き家を利活用した母子シェアハウス「すまいるハウス鶴沼」**内併設のコ・ワーキングスペースとなります(当日相談会会場として貸切)。



▼相談予約は下記を記載したメールをakiyaad_f@shonanstyle.comへ送信(QR読込)、もしくは、下記にご記入の上、このままFAXにてご返信ください。



ご記入いただいた個人情報は、当会のご案内送付以外に使用いたしません。

希望月日 (右記日程に○)	3/23 4/27 5/25 6/22 7/27 8/24	希望時間 (右記開始時間に○)	13:00～ 13:45～ 14:30～
ご氏名	計 名様		
ご住所	〒		
TEL	FAX		
E-mail			

ご返信用FAX番号 050-3512-1936